平成２７年（フ）第９８７４号
神奈川県横浜市港南区日野中央３丁目24－７
債務者　榊　　崇宏
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８７５号
東京都港区白金３丁目１－14－402
債務者　神武秀一郎
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８７７号
東京都葛飾区金町１丁目10－２－101
債務者　山野　一則
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８７８号
東京都世田谷区赤堤１丁目23－７－101
債務者　秋定　里穂
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８７９号
東京都板橋区高島平１丁目３－４－103
債務者　桑原　一彦
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８８３号
東京都葛飾区高砂３丁目１－46－217
債務者　松本　容明
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８８８号
東京都杉並区桃井１丁目11－10－204
債務者　朝隈　博次
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８８９号
東京都江戸川区東小松川４丁目29－21－203
債務者　今野　直樹
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８９０号
東京都板橋区本町39－４－303
債務者　高岡　美幸
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８９２号
東京都練馬区関町南２丁目20－15－210
債務者　松浦　光男
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８９３号
東京都練馬区西大泉５丁目16－39－202
債務者　木下智恵子
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８９４号
東京都練馬区大泉町３丁目38－24　第５ブルーコーポ203
債務者　大塚　朋恵
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８９５号
東京都板橋区徳丸１丁目37－７　大西方102
債務者　今野　隆志
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８９６号
東京都世田谷区若林３丁目35－14－207
債務者　金森英植こと　金　　英植
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８９７号
東京都武蔵村山市三ツ藤２丁目29－101
債務者　反保　　徹（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８９８号
東京都武蔵村山市三ツ藤２丁目29－101
債務者　反保美代子（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部